

Title	山片蟠桃『夢ノ代』雑書篇訳注（六）
Author(s)	岸田, 知子
Citation	中国研究集刊. 2014, 59, p. 55-62
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/58717">https://doi.org/10.18910/58717</a>
rights	
Note	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

## 山片蟠桃『夢ノ代』雑書篇訳注（六）

岸田知子

一、テキストは、関西大学図書館所蔵写本を底本とした。これに句読点等を施した日本思想大系（岩波書店）本を参照した。

一、漢字は常用漢字を用いた。

一、コト、ドモ、シテを記す記号はカナ表記に改めた。

一、送り仮名・振り仮名のうち片仮名は底本による。平仮名は訳注者が施した。

一、底本の欄外書き込みは（欄外…）として該当箇所に入した。

一、「」は底本では章末にある。別本に拠るものと思われる。岩波本に従って本文中に入した。

一、各章のタイトルは訳注者がつけた。なお、注はなるべくわかりやすく詳しく書いた。

### 廿一 《現実の政治》

塩鉄論<sup>①</sup>ノ書ハ覇術<sup>②</sup>ノ書ナリトイヘドモ、事実ニアテ、行フニハ、カクアラデハ叶ハザルモノナリ。ステニ漢以後ノ政事ハ、王道行フベカラズ。孟子王道ヲ説ク<sup>③</sup>。世人ミナ迂遠<sup>うゑん</sup>ニシテ事情<sup>じじやう</sup>ニ遠ルトス<sup>④</sup>。況ヤ後世ヲヤ。後世ニテハ徒<sup>いたち</sup>ニ王道ヲ説クトモ、徒善・徒法<sup>⑤</sup>ニナリテ行フコトアタハズ。儒ヲ学ブモノミナ空論ヲ吐テ、事実ニ施スコトアタハズ。ユヘニ人道・世道ト仁義ノ道ト別物トナル。今ステニ事ヲ執リテ、実行ニ施サントス。今ノ俗ヲ修ムベキノミ。徒ニ王道ヲ用ヒテ、人情服スベカラズ。行ハザレバ止ベシ。実ニ行フテ政ヲセントス。今ノ俗ニヨリ、今ノ法ヲ主本トシテ、過ヲ損ジ、不及ヲ

補<sup>ヲギキ</sup>ヒ、絶<sup>タヘ</sup>タルヲ継<sup>ツツ</sup>キ、廢<sup>スレ</sup>タルヲ興<sup>オコ</sup>シ、華<sup>クハ</sup>美<sup>ヒ</sup>僭<sup>セン</sup>上<sup>シヤ</sup>ヲノゾキ、文<sup>ブ</sup>学<sup>ガク</sup>・武<sup>ブ</sup>備<sup>ブ</sup>ヲ修<sup>メ</sup>テ、行<sup>ユ</sup>フニ年<sup>ネン</sup>ヲ以<sup>テ</sup>テシ、ツイニ風<sup>フウ</sup>ヲ移<sup>ウツ</sup>シ俗<sup>ソク</sup>ヲ易<sup>カ</sup>フベシ。カクアラザレバ能<sup>ナ</sup>ハザルナリ<sup>⑥</sup>。俄<sup>ニ</sup>風<sup>フウ</sup>俗<sup>ソク</sup>ヲ変<sup>ヘ</sup>ゼントシテハ、人<sup>ニ</sup>情<sup>ニ</sup>サカヒテ、却<sup>テ</sup>変<sup>ヘ</sup>害<sup>ガイ</sup>ヲ招<sup>メ</sup>クモノナリ。ユヘニ儒<sup>ニ</sup>者<sup>タル</sup>モノ、常<sup>ニ</sup>腕<sup>ヲ</sup>サスリテ、天<sup>ノ</sup>下<sup>ヲ</sup>掌<sup>タナ</sup>ノ内<sup>ニ</sup>シテ治<sup>オモ</sup>ベシト罵<sup>リ</sup>テ、コレニ政<sup>ヲ</sup>授<sup>サツ</sup>ケラル、寸<sup>トキ</sup>ハ、俄<sup>ニ</sup>風<sup>フウ</sup>俗<sup>ソク</sup>ニアハザル新<sup>ニ</sup>政<sup>ヲ</sup>行<sup>ヒ</sup>テ、害<sup>ヲ</sup>招<sup>ク</sup>クモノナリ<sup>⑦</sup>。然<sup>レ</sup>バ、則<sup>チ</sup>俗<sup>ニ</sup>隨<sup>ヒ</sup>テ、古<sup>ノ</sup>法<sup>ニ</sup>ヨリテ、ヤウ<sup>ノ</sup>善<sup>政</sup>ニ移<sup>シ</sup>行<sup>ニ</sup>過<sup>ザル</sup>ナリ。又<sup>人</sup>ヲ以<sup>テ</sup>人<sup>ヲ</sup>治<sup>ムル</sup>ノ法<sup>、</sup>其<sup>人</sup>アレハ政<sup>ヲ</sup>拳<sup>リ</sup>、其<sup>人</sup>ナケレバ政<sup>ヲ</sup>廢ム。唯<sup>ニ</sup>治<sup>人</sup>アリテ治<sup>法</sup>ナキノミ。無<sup>理</sup>ニ聖<sup>人</sup>ノ法<sup>制</sup>ニ從<sup>フ</sup>ニモ及<sup>バ</sup>サルナリ。聖<sup>人</sup>ノ法<sup>ヲ</sup>用<sup>イ</sup>ザレバカナハザルコトハ、其<sup>正</sup>心<sup>・</sup>誠<sup>意</sup><sup>⑧</sup>・修<sup>身</sup><sup>⑨</sup>ノコトナリ。天<sup>下</sup>國家<sup>ヲ</sup>治<sup>ムル</sup>ノ法<sup>ハ、</sup>時<sup>ニ</sup>從<sup>ヒ</sup>テ良<sup>法</sup>イクラモ<sup>⑩</sup>アルベシ。孔<sup>子</sup>モ顏<sup>淵</sup>ニ告<sup>ル</sup>ニ、殷<sup>輅</sup>ニ<sup>ノ</sup>リ、夏<sup>正</sup>ヲ行<sup>ヒ</sup>、周<sup>冕</sup>ヲ服<sup>スベシ</sup><sup>⑪</sup>トノ玉<sup>ヲ</sup>ナラズヤ。一<sup>概</sup>ニ古<sup>制</sup>ニ泥<sup>ム</sup>ベカラザルナリ<sup>⑫</sup>。漢<sup>土</sup>三<sup>代</sup><sup>⑬</sup>ノ時<sup>ト</sup>今<sup>ノ</sup>日本<sup>ト</sup>、元<sup>來</sup>土<sup>地</sup>ノ隔<sup>タル</sup>コト五<sup>百</sup>里<sup>、</sup>年<sup>代</sup><sup>⑭</sup>後<sup>ル</sup>、コト三<sup>千</sup>年<sup>、</sup>ア<sup>ニ</sup>ソノ法<sup>用</sup>ユベケンヤ。ユヘ<sup>⑮</sup>二<sup>史</sup>記<sup>ノ</sup>八<sup>書</sup>ヨリシテ歷<sup>史</sup>ノ志<sup>書</sup>、ミナソノ世<sup>代</sup>ノ風<sup>俗</sup>・法<sup>制</sup>ヲ拳<sup>ク</sup>クモノミナシカリ。塩<sup>鉄</sup>論<sup>ノ</sup>ゴトキハ、ソノ時<sup>代</sup>ノ政<sup>法</sup>・制<sup>度</sup>ヲ正<sup>シ</sup>タルモノユヘ、三<sup>代</sup>ノ風<sup>ニ</sup>ハ合<sup>ザル</sup>ナリ<sup>⑯</sup>。後<sup>世</sup>ノ儒<sup>家</sup>

ヲヒ<sup>ノ</sup>時<sup>政</sup>ノ得<sup>失</sup>ヲ拳<sup>論</sup>スルヲミルニ、其<sup>書</sup>ニ臨<sup>ミ</sup>テハ王道<sup>ノ</sup>コトハ一言<sup>モ</sup>ナクシテ、唯<sup>ソノ</sup>時<sup>政</sup>ヲ拳<sup>ゲ</sup>テテカク改<sup>革</sup>アリタキト云<sup>ニ</sup>過<sup>ギ</sup>ス。大<sup>学</sup>或<sup>問</sup><sup>⑰</sup>・政<sup>談</sup><sup>⑱</sup>・經<sup>濟</sup>錄<sup>⑲</sup>ノルイヲ以<sup>テ</sup>ミルベシ。(欄<sup>外</sup>・熊<sup>沢</sup><sup>⑳</sup>・物<sup>部</sup><sup>㉑</sup>・太<sup>宰</sup><sup>㉒</sup>ノ人々王道<sup>ヲ</sup>行<sup>ヒ</sup>タキコトハヤマ<sup>ノ</sup>二<sup>テ</sup>口<sup>ニ</sup>モ論<sup>ジ</sup>說<sup>ニ</sup>モ拳<sup>タ</sup>ケレトモ、今<sup>日</sup>ノ実<sup>行</sup>ニカ、リテセン方<sup>ナ</sup>キナリ。

ミナカ、ルモノナリ。コレヲ以<sup>テ</sup>ソノ人<sup>ヲ</sup>非<sup>ル</sup>ベカラズ。今<sup>王</sup>公<sup>ニ</sup>上<sup>疏</sup>スルニ、遠<sup>ク</sup>三<sup>代</sup>ノ制<sup>度</sup>ヲ引<sup>テ</sup>論<sup>ヲ</sup>立<sup>ル</sup>寸<sup>ハ、</sup>一<sup>モ</sup>用<sup>ラ</sup>ザルナリ。今<sup>近</sup>ク当<sup>世</sup>ノ俗<sup>ニ</sup>ヨラザレハアタハザルナリ。コトニ今<sup>ノ</sup>有<sup>サ</sup>マノ制<sup>度</sup>・政<sup>法</sup>ヲノベテ、ソノ弊<sup>害</sup>ヲ云<sup>立</sup>ルヤ、当<sup>世</sup>ヲ以<sup>テ</sup>セズンバアルベカラザルナリ<sup>㉓</sup>。竹<sup>山</sup>先<sup>生</sup>ノ越<sup>公</sup><sup>㉔</sup>ニ上<sup>ラル</sup>、草<sup>茅</sup>危<sup>言</sup><sup>㉕</sup>・履<sup>軒</sup>先<sup>生</sup>ノア<sup>ラ</sup>マホシ<sup>㉖</sup>・如<sup>來</sup>先<sup>生</sup>ノ野<sup>芹</sup><sup>㉗</sup>ノルイ、ミナコレナリ。コレヲ以<sup>テ</sup>ヨク考<sup>フル</sup>寸<sup>ハ、</sup>三<sup>代</sup>ノ治<sup>ハ</sup>三<sup>代</sup>ノ人<sup>ニ</sup>施<sup>ス</sup>ベシ。六<sup>朝</sup>ノ治<sup>ハ</sup>六<sup>朝</sup>ノ人<sup>ニ</sup>施<sup>ス</sup>ベシ。宋<sup>明</sup>ノ治<sup>ハ</sup>宋<sup>明</sup>ノ人<sup>ニ</sup>施<sup>ス</sup>ベシ。我<sup>邦</sup>上<sup>古</sup>ノ治<sup>ハ</sup>上古<sup>ノ</sup>人<sup>ニ</sup>施<sup>シ、</sup>中<sup>古</sup>ノ治<sup>ハ</sup>中<sup>古</sup>ノ人<sup>ニ</sup>施<sup>シ、</sup>鎌<sup>倉</sup>・室<sup>町</sup>・織<sup>田</sup>・豊<sup>臣</sup>ノ治<sup>ハ</sup>鎌<sup>倉</sup>・室<sup>町</sup>・織<sup>田</sup>・豊<sup>臣</sup>ノ人<sup>ニ</sup>施<sup>シ、</sup>当<sup>世</sup>ノ治<sup>ハ</sup>当<sup>世</sup>ノ人<sup>ニ</sup>施<sup>ス</sup>ベシ。只<sup>ソノ</sup>中<sup>ニ</sup>善<sup>ヲ</sup>ス、メ悪<sup>ヲ</sup>コラシ、害<sup>ヲ</sup>除<sup>キ</sup>リ興<sup>シ、</sup>沿<sup>革</sup><sup>㉘</sup>・損<sup>益</sup>スルコトハ、十<sup>世</sup>ト云<sup>ド</sup>モ、ミナソノ時<sup>所</sup>位<sup>ニ</sup>二<sup>応</sup>ジテ施

スベキノミ。然レハ則、十世ノ後トイヘドモ明ラカニ知ベキコトナリ。イツレニモ六経・歴史ニ通ジ、仁義・刑政ト<sup>⑧</sup>法ヲシラズシテ政ヲスルコトハ、万民ヲ推テ溝中ニ<sup>トイ</sup>陥ル、モノナリ<sup>⑨</sup>。ユヘニ必シモ書ヲ讀ザル人ニ政ヲトラシムルコトナカレ。

### 【注】

① 漢の桓寛著。前漢・武帝が行なつた塩・鉄の専売制のは非について、昭帝の命令で行われた議論を編集した書。

② 政治上のはかりごと。

③ 王道は道徳によつて天下を治めること。『孟子』梁恵王上「養生喪死無憾、王道之始也（生を養ひ死を喪らひ憾み無きは王道の始めなり）」など。

④ 『史記』孟子列伝「梁恵王不果所言、則見以為迂遠而闕於事情（梁恵王、言ふ所を果たさず、則ち見て以為へらく迂遠にして事情に闕しと）。岩波「遠ルト云。」

⑤ 『孟子』離婁上「徒善不足以為政、徒法不能以自行（徒善、以て政を為すに足らず、徒法、以て自ら行ふ能はず）。形ばかりで実際に役立たない法や制度をいう。

⑥ 岩波「也」。

⑦ 岩波「也」。

⑧ 岩波「用ヒ」。

⑨ 『大学』「欲正其心者、先誠其意」。心を正しくしようとするには、意志を真心のこもつたものにしなければならぬ。

⑩ 『大学』「菴是以修身為本」。身を修めることこそ、すべての始まりである。

⑪ 岩波頭注に「底本『イタラザルコトモ』とあるが、関大本は「イクラモ」。

⑫ 『論語』衛靈公篇「顔淵問為邦、子曰、行夏之時、乘殷之輅、服周之冕、樂則韶舞、放鄭聲、遠佞人（顔淵 邦を為めんことを問ふ。子曰く、夏の時を行なひ、殷の輅に乗り、周の冕を服し、樂は則ち韶舞し、鄭聲を放ち、佞人を遠ざけよ）。「夏之時」は夏の曆、「殷之輅」は殷代の質素な車。「周之冕」は周代の上板がついて前後にふさの垂れた立派な冠。「韶」は舜が作つた舞い。「鄭聲」は鄭のみだらな音楽をいう。

⑬ 岩波「也」。

⑭ 夏・殷・周をいう。

⑮ 岩波「年代ノ」。

⑯ 岩波「故」。

⑰ 岩波「也」。

⑱ 熊沢蕃山の著。

⑲ 荻生徂徠の著。將軍吉宗の諮問に答えたもの。

⑳ 太宰春台の著。

㉑ 熊沢蕃山（一六一九—一六九一）。中江藤樹に陽明学を学び、岡山藩に仕えた。

㉒ 荻生徂徠（一六六六—一七二八）。本姓を物部氏という。古文辞学を唱えた。

㉓ 太宰春台（一六八〇—一七四七）。荻生徂徠に学ぶ。

㉔ 岩波「也」。

㉕ 松平越中守定信。

㉖ 中井竹山著。

㉗ 中井履軒著。

㉘ 細井平洲（如来）著の『猷芹録』。尾張侯への節儉の政策を献言。

㉙ 従来通りに行ふことと変革することと。移り変わり。

㉚ 岩波「ソノ」。

㉛ 岩波「ノ」。

㉜ 『孟子』万章上に「思天下之民、匹夫匹婦、有不被堯舜之沢者、若已推而内之溝中（思ふに、天下の民、匹夫匹婦も、堯舜の沢を被らざる者有れば、己推して之を溝中に内るるが若し）」。

## 【現代語訳】

『塩鉄論』は政略的な書物ではあるが、現実の政治に合わせて実行するには、こうでなければできないものである。すでに漢以後の政治では王道は行われなくなつた。孟子は王道を説いた。当時の人はみな、孟子の説は遠回りで事実には当てはまらないと見なした。まして後世においてはなおさらである。後世においてはむだに王道を説いたとしても、形ばかりで実際に役立たない法や制度であるから、実行することはできない。儒学を学ぶ者はみな空論を吐いて、現実に施すことはできない。だから、人道・世道と仁義の道とは別のものとなつた。今、物事を取り上げて、王道を実行に施そうとする。それは、今の風俗を修復させるだけである。むだに王道を用いては、人情としては服することはできない。実施できなければ止めるべきである。

実際に行なつて政治をしようとする、今の風俗にしたがひ、今のやり方を中心にして、過ぎたるを減らし、足りないのを補ひ、絶えたのを継続し、消えたのを再興し、華美と驕りを取り除き、学問と武道を修め、何年もかけて実行し、そうして風俗を変易させることができる。このようにしなければできないのである。急いで風俗を変えようとすると、人情に逆らつて、かえつて弊害



施し、現代の政治は現代の人に施すべきである。ただ、その中に善をすすむ悪をこらしめ、害を除き利を起し、古いことに従い革新し、減らしたり増やしたりすることは、十代続いた家でも、みなその時と所と地位に応じて施すべきである。そうすれば、十代後の時代でも明らかに知るべきことである。どれにおいても六経や歴史に通じ、仁義や刑政の法を知らないで政治をすることは、万民を押し溝の中に陥れるものである。ゆえに、必ず書を読まない人に政治を執らせてはいけない。

## 二十二 《大道と小道》

經書ハ己ヲ脩メ人ヲ治ムルノ教ニシテ、學者ノ第一ニ學ブヘキコトハ勿論ナリ。コレ人タルノ大道コノ外ニ何ヲカ求メン。コレニ繼モノハ歴史ナリ。歴史ヲ以テ古今ノ興廢ヲ考ヘ、善ハ興リ惡ハ廢シ、ミナコレ經書ノ教ヘヲ事実ニ證スルナリ①。天文ハ天地ノ原ヲサグリ、スベテ天下ノ由テ來ル処ノ國ヲ知リテ身ヲ保ツノ要②ヲ考フベシ。字学④文章用辨ノコトニ施トイヘドモ大テイニテヨカルベシ。書筆ハ一芸⑤ナリ。三ツノモノハ用ヲ辨ジテ足レリトスベシ。遠キヲ致サバ泥ムベシ⑥。(欄外・韻鏡家⑦、詩文家、筆道家ハミナ儒中ノ一芸ナリ。

徑済家⑧ヲ以テ大トスベシ。詩学ハ音楽ト同ジク學者ノ慰弄⑨ナリ。ソノ業ニアラザレバ泥マザルヲ專トスベシ。歌学モ亦同ジ。我邦古ヘヨリ歌ヲ以テ縉紳家⑩ノ學トシテ歌ニナヅミテ事ヲ誤ルノコト多シ。ツイニ權柄⑪武家ニウツルモノハ、歌学ソノ備⑫ヲナスナリ。ソレヨリ下リテ兵学・算学・医学ニ至リテハ、一家ノ学ナレドモ中ニモ兵学ハ國家ノ廢ベカラザルモノカ。射御⑬ハ六芸⑭ノ内トイヘドモ兵学ニ属スルモノナリ。六芸ト云モノ本ヨリ小道ニシテ儒学ニ対スベキモノニアラズ。文学中ニ属スルモノト云テシカラン。ソノ余ノ小道ハ尚サラノコトナリ。學者大道ヲ學ビテ小道ニ泥ムベカラズ

### 【注】

- ① 岩波「也」。
- ② 岩波「因」。
- ③ 岩波「至」。頭注に「諸本『要』とする。
- ④ 文字の学。
- ⑤ 大道に対して枝葉な技芸。
- ⑥ 『論語』子張篇「子夏曰、雖小道必有可觀者焉、致遠恐泥（子夏曰く、小道と雖も必ず觀るべき者有り。遠きを致さんには泥まんことを恐る）」。
- ⑦ 韻鏡は唐末の音韻学の書。そこから音韻を研究する人

をいう。

⑧岩波「経済家」。経済は「経世済民」の略語で、政治を意味する。

⑨心を休ませ、くつろげさせる。

⑩縉ははさむ、紳は大帯。中国では昔、官吏は笏を大帯にはさんでいたことから、上流の人をいう。ここでは公家。

⑪政治を行なう権力。権勢。

⑫『孟子』梁恵王上に、俑（木や土で作った人形）を副葬品として埋める風習を孔子が憎んだという話が出てくる。ここから、よくないことを始めるの意。

⑬弓術と馬車を操る術。

⑭周代に士の教養とされた六種の技芸。礼・楽・射・御・書・数。

### 【現代語訳】

経書は自身を修め、人を統治する教えが述べられており、学問をするものが第一に学ぶべきものであることはいうまでもない。これは人としての大道であり、これ以外に何を求めようか。これに継ぐものは歴史である。歴史をもって古今の盛衰を考え、善は興り悪は廃れることは、みな経書の教えを事実において証明しているのであ

る。天文は天地の根源を探り、すべての天下国家の由来となる原因を知って、身を保つ要点を考えるべきでありだろう。書は一つの技芸である。三つあれば用をすませて足りるとすべきである。遠い目標を目指せばこたわりが出てくる。

（音韻研究家、詩文家、書道家はどれも儒学の中の一技芸である。政治家を大とすべきである。）

詩学は音楽と同様、学者のなぐさみである。それを本業としているのでなければ、こたわらないことを守るべきである。歌学もまた同じである。我が国では昔から、歌を公家の学として歌に拘泥して物事を誤ることが多かった。

政治権力が武家に移ったのは、歌学がきっかけであった。それ以後、兵学・算学・医学に至っては、一家の学ではあるけれども、中でも兵学は国家にとつて廃絶できないものといえよう。射御の術は六芸の内ではあるが、兵学に属するものである。六芸というものも本来小道であつて、儒学に対立するようなものではない。文学中に属するものといつてよいだろう。その他の小道はなおさらである。学者は大道を学んで小道にこたわつてはいけない。



らである。

〔雑書篇〕了

近世大部ノ書、ダン／＼ニ出テ、学者ノ迷乱ヲナス。シ  
 カルニ大部ノ書ヨミツクスベカラズ。唯事実・句章ヲ穿  
 鑿スルニ備フルノミ。大部ハ殊ニ杜撰・繁雜多シ。本ヨ  
 リ其処ナリ。今ノ学者何ホド博識強記トイヘドモ、有ユ  
 ル書目ダニモツクスベカラズ。イハンヤ浅学柔輒①ヲヤ。

【注】

①輒は軟の本字。慣用的に「なん」と読むが、旁は「せん」という字なので、漢音では「ぜん」と読む。底本では「セン」とフリガナをつけている。

【現代語訳】

近世になって大部な書物がだんだん出てきて、学者を迷わせている。しかし、大部な書は読み尽くすことができない。ただ事実や字句を探すのに備えるだけだ。大部な書物はとりわけずさんで煩雑なものが多い。もともとそこが問題である。今の学者はいかに博学で記憶に優れているといっても、あらゆる書名を知り尽くすことはできない。まして浅学で基礎のできていない場合はなおさ